

（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン（案）に関する
パブリック・コメント手続の実施結果について

1 概要

北本市では、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」の策定事業を進めています。

このたび、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン（第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画）（案）」を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、4通（意見総数20件）の意見をお寄せいただきましたので、その内容と意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和6年12月24日（火）から令和7年1月23日（木）まで
意見の提出方法	郵送、FAX、持参、市ホームページ
意見の周知方法	・広報紙（令和6年12月号掲載） ・市ホームページ
結果の公表方法	・市ホームページ掲載 ・紙資料の閲覧（保育課、子育て支援課、市政情報コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		4通（20件）
内 訳	郵送	0通（0件）
	FAX	1通（2件）
	持参	1通（13件）
	市ホームページ	2通（5件）

4 意見の内容と市の考え方

計画案に対する意見として、計画の全般、評価と課題に関すること、各基本目標のうち、「基本目標1子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまち」、「基本目標4子育てと仕事を両立できるまち」に掲げる事業に関することが寄せられました。寄せられた意見に対する市の考え方は、別紙「（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン（案）に対する意見とこれに対する市の考え方」のとおりとします。

項 目	件数
(1) 計画の全般に関すること	5
(2) 基本理念、基本目標等に関すること	
(3) 評価と課題に関すること	1
(4) 基本目標 1 の事業に関すること	1 2
(5) 基本目標 2 の事業に関すること	
(6) 基本目標 3 の事業に関すること	
(7) 基本目標 4 の事業に関すること	1
(8) 基本目標 5 の事業に関すること	
(9) 量の見込みと提供体制に関すること	
(10) その他	1
合 計	2 0